

公益財団法人横浜市建築保全公社請負工事監督事務取扱要領

制 定 昭和 61 年 7 月 1 日 要領第 3 号

最近改正 令和 7 年 10 月 15 日 要領第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、公益財団法人横浜市建築保全公社が発注する請負工事（以下「工事」という。）の監督事務の取扱いについて、必要な事項を定める。

(監督員の一般的職務)

第 2 条 監督員として総括監督員、主任監督員及び担当監督員を置く。

2 総括監督員は、工事を監督する課の長又はこれに準ずる職に有る者をもって充て、次の職務を担当する。

(1) 契約の履行についての請負人に対する指示、承諾及び協議（以下「指示等」という。）に關すること（重要なものに限る。）。)

(2) 関連する複数の工事に係る工程等の調整に關すること（重要なものに限る。）。)

(3) 主任監督員及び担当監督員に対する指揮監督に關すること。

3 主任監督員は、工事を監督する係の長又はこれに準ずる職にある者をもって充て、次の職務を担当する。

(1) 契約の履行についての請負人に対する指示に關すること（前項第 1 号及び次項第 1 号に該当するものを除く。）。)

(2) 関連する複数の工事に係る工程等の調整に關すること（前項第 2 号及び次項第 2 号に該当するものを除く。）。)

(3) 担当監督員に対する指揮監督に關すること。

4 担当監督員は、工事担当課の技術職員をもって充て、次の職務を担当する。

(1) 契約の履行についての請負人の指示等に關すること（軽易なものに限る。）。)

(2) 関連する複数の工事に係る工程等の調整に關すること（軽易なものに限る。）。)

(3) 請負人が作成した設計図書に基づく工事の施行のための詳細図の承認及び交付に關すること。

(4) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施行状況の検査並びに工事材料の試験及び検査に關すること。

5 総括監督員は、監督員としての職務のほか、主任監督員及び担当監督員の監督事務の

遂行について調整を図り、必要に応じて監督員を代表する。

- 6 第1項の規定にかかわらず、修繕工事において同項の監督員のいずれか1人を置かないことができる。この場合において、総括監督員を置かないときの主任監督員は総括監督員の職務を、主任監督員を置かないときの総括監督員は主任監督員の職務を、担当監督員を置かないときの主任監督員は担当監督員の職務をそれぞれ兼ねて担当するものとして、この要領の規定を適用する。

(監督員の任命)

第3条 監督員は、営繕部長が任命する。

- 2 前項の規定による監督員の任命は、監督員任命簿（様式第1号）により行う。監督員を変更する場合も、同様とする。
- 3 営繕部長は、第1項の規定により監督員を任命したときは、監督員任命通知書（様式第2号）によりその旨を請負人に通知しなければならない。
- 4 営繕部長は、1工事について主任監督員又は担当監督員をそれぞれ2人以上任命し、監督事務を分担させるときは、その分担させる内容を定めなければならない。

(施工の管理の状況の報告)

第4条 担当監督員は、必要に応じ、施工の管理の状況について、主任監督員に報告しなければならない。

- 2 主任監督員は、前項の報告があったときは、速やかに、その旨を総括監督員に報告しなければならない。

(工事の促進)

第5条 担当監督員は、工事の進捗状況を工程表と照合し、工事の促進について請負人に必要な指示をしなければならない。

- 2 担当監督員は、工事が遅延するおそれがあると認めたときは、主任監督員に報告するとともに、請負人に必要な指示をしなければならない。
- 3 担当監督員は、天災その他事故によって工事の進捗が妨げられたときは、主任監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
- 4 主任監督員は、第2項の報告があったとき、又は前項の指示をしたときは、速やかに、その旨を総括監督員に報告しなければならない。

(臨機の措置)

第6条 担当監督員は、災害防止その他工事の施行上緊急やむを得ず臨機の措置をとらせ必要があると認めたときは、主任監督員に報告してその指示を受け、請負人にその

措置について指示をしなければならない。ただし、急迫の事情のある場合でそのいとまがないときは、自らの判断で指示し、直ちにそのてんまつを主任監督員に報告しなければならない。

2 担当監督員は、請負人から災害防止その他の工事の施行上急迫の事情があると判断してとった措置についてその旨の通知を受けたときは、意見を付して主任監督員に報告しなければならない。

3 主任監督員は、第1項の指示をしたとき、又は前項の報告があったときは、速やかに、その旨を総括監督員に報告しなければならない。

(施工の際の立会その他の方法による確認)

第7条 担当監督員は、公益財団法人横浜市建築保全公社契約規程に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、立会いその他の方法によりその施工を確認しなければならない。

(1) 工事の内容により重要な施工と認められるとき。

(2) 工事完成後の検査が極めて困難であり、又は検査に多額の費用を要すると認められる施工をするとき。

(3) 工期及び施工技術よりみてやり直しがきかないと判断したとき。

2 担当監督員は、前項の確認を行う場合は、その旨をあらかじめ請負人に指示しておかなければならない。

3 担当監督員は、請負人が監督員の指示に反して第1項に規定する立会い又はその他の方法による確認を受けないで施工したとき及び特に破壊して確認する必要があると認めたときは、その実状を主任監督員に報告し、その指示を受けなければならない。

4 主任監督員は、前項の指示をしたときは、速やかに、その旨を総括監督員に報告しなければならない。

(手直しの指示)

第8条 監督員は、工事の内容が契約図書に適合しないと認めるときは、請負人に指示して、手直しをさせなければならない。

2 前項に規定する場合のほか、総括監督員は公益財団法人横浜市建築保全公社請負工事検査事務取扱要領第5条3項または第7条第3項の規定により請負人の給付が当該契約の内容に適合しない旨の通知を受けたときは、請負人に指示して、手直しをさせなければならない。

(契約図書に明記されていない場合の措置等)

第9条 担当監督員は、工事施工上必要であるが、契約図書に明らかなでない事実又は契約図書と工事現場が一致しない事実を発見したとき若しくは請負人から確認を求められたときは、主任監督員に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、その事実が軽微なものについては、自らの判断でその措置を請負人に指示し、その旨を主任監督員に報告しなければならない。

(工事の変更等)

第10条 担当監督員は次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに理由を付して主任監督員に報告しなければならない。

- (1) 工事の内容を変更する必要があると認めたとき。
- (2) 工事を打ち切る必要があると認めたとき。
- (3) 工事を一時中止する必要があると認めたとき。

2 主任監督員は、前項の報告があったときは、速やかに、その旨を総括監督員に報告しなければならない。

3 総括監督員は、次の各号のいずれにも該当すると認められる場合には、請負人に対し工事の内容の変更を指示することができる。

- (1) 客観的に工事の内容の変更が避けられないと認められるとき。
- (2) 早急に工事の内容を変更しなければ工事の目的達成に支障があると認められるとき。

4 主任監督員は、緊急に工事を中止する必要があると認めるときは、上司の決裁を受ける以前において、担当監督員をして請負人に工事の一時中止を指示させることができる。

(監督員指示書)

第11条 監督員は、この要領に基づいて請負人に対して必要な指示をするときは、監督員指示書(様式第3号)により行わなければならない。

(工事の監督の記録)

第12条 監督員は第5条から前条までの規定により行った措置、指示その他の事項を記録しなければならない。

(監督の基準)

第13条 監督に必要な技術的基準については、理事長が別途定めるところによる。

(受託監督者の指揮)

第14条 理事長は、監督事務の一部又は全部を建築設計事務所等に委託したときは、監

督員をしてその受託監督者を指揮監督させなければならない。

（電磁的方法による監督員任命通知等）

第15条 第3条第3項の規定による監督員任命の通知及び第11条の規定により監督員が行う指示については、監督員及び請負人の協議の上で情報共有システム（公共事業において、情報通信技術を活用し、監督員及び請負人など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。）等を活用する場合、電磁的方法を用いて行うことができる。

附 則

この要領は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月15日から施行する。